

「あびら まちづくりファンド」活用事業
「まちづくり事業支援交付金」制度の
申し込みを募集します



募集要領

【交付対象事業】

- ①地域づくり、ボランティア団体等の育成事業
- ②地域振興のためのイベント事業
- ③地域文化の継承・活用のための事業
- ④地域資源を活用した事業

【交付対象者】 町内に住所を有する方を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体など

【交付の金額】 交付金の上限は50万円・下限は5万円で、助成対象事業経費の8/10以内

例) 事業費62万5千円以上の場合、8/10で限度額の50万円
事業費30万円の場合、8/10で24万円

【受付期間】 8月22日（金）まで

【その他】 ①交付対象事業や申請方法など、詳しい内容のお問合せは下記まで。

②今回の募集期間内に応募出来ない団体でも、隨時ご相談ください。

Q 1 対象となる団体は？

会員数が3名以上であり、役員組織（会長・会計担当）が団体規約で定められている町内団体が対象です。なお、その会員の過半数以上が町外在住者の場合や実態を確認できない団体は対象とはなりません。

例) 自治会・町内会等、NPO法人、福祉・教育などのボランティア団体など

Q 2 対象となる事業は？

団体活動の一環として行われる次の事業が対象となります。なお、対象となる事業の範囲を町民の皆さまのご要望に応じて広く支援したいと考えているため、あらかじめご相談ください。

対象事業	対象経費	事業例
地域づくり、ボランティア団体等の育成事業	団体の育成等を目的とした各種事業に必要な経費	◇ボランティア活動研修会やスキルアップ講習会の開催など
地域振興のためのイベント事業 (新規事業のみ対象)	イベントを実施するための準備、運営経費	◇広く町内外の住民を対象とした地域活性化を目的とする次の新イベントの開催など ・コミュニティ団体等による新たな交流イベントの開催（過去から開催されている地域イベントであっても「○周年記念」など節目事業として規模を拡大する場合は対象) ・新たな文化・スポーツイベントの開催
地域文化の継承・活用のための事業	地域文化の継承や活用を目的とした事業に必要な経費	・歴史探索ツアーなど、町内外の住民に安平町の歴史や文化を紹介し、これらを継承することを目的としたイベントの開催など
地域資源を活用した事業	地域資源を利用した活動に必要な経費	・地域内の自然環境を活用した子ども向け体験事業の開催など

ただし、次の場合は対象事業とはなりませんので、ご注意ください。

- ①全体事業費の40%以上が飲食経費となる事業
- ②対象経費の大半が物品の購入や備品の修繕など、イベント等の開催に直接かかりの無い経費に充てられている事業
- ③宗教的な要素が強い事業
- ④この交付金以外に、町から他の補助金・交付金制度から助成されている事業

【申込み・問合せ】 まちづくり推進課 まちづくり推進グループ ☎ 2514